

静岡県告示第704号

土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項（平成18年静岡県告示1004号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月16日

静岡県知事 川勝平太

第1の1(i)の表中「11月12日から12月14日まで」を「11月12日から12月15日まで」に改める。

第1の1(i)の表中「1月16日から1月28日まで」を「1月20日から1月27日まで」に改める。

第1の1(i)表1

「

機関名	住所
静岡県交通基盤部建設支援局建設業課	静岡市葵区追手町9-6
静岡県下田土木事務所	下田市中531-1
静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3
静岡県静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町2-20
静岡県浜松土木事務所	浜松市中区中央1-12-1

」を

「

機関名	住所
静岡県交通基盤部建設支援局建設業課	静岡市葵区追手町9-6

」に

改める。

第1の3(i)の表中第6項を次のとおり改める。

6 納税証明書（写し）	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 （静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	郵送（書面）
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 （静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可）	

第1の3(2)の表中第6項を次のとおり改める。

6 納税証明書(写し)	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	郵送(書面)
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明(その3、その3の2又はその3の3)。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	

第1の3(3)の表中第8項を次のとおり改める。

8 納税証明書(写し)	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合は不要。新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	持参(書面)
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明(その3、その3の2又はその3の3)。新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。 (静岡県の建設工事入札参加資格申請をした場合は省略可)	

附 則

この告示は、公示の日から施行する。